

## 第2回智頭町議会定例会会議録

令和3年6月8日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第55号 専決処分について
- 第 5. 議案第56号 専決処分について
- 第 6. 議案第57号 専決処分について
- 第 7. 議案第58号 専決処分について
- 第 8. 議案第59号 専決処分について
- 第 9. 議案第60号 専決処分について
- 第10. 議案第61号 専決処分について
- 第11. 議案第62号 専決処分について
- 第12. 議案第63号 令和3年度智頭町一般会計補正予算（第2号）
- 第13. 議案第64号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14. 議案第65号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15. 議案第66号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16. 議案第67号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17. 議案第68号 令和3年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第18. 議案第69号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第19. 議案第70号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
- 第20. 議案第71号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第21. 議案第72号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第22. 議案第73号 智頭町固定資産評価員の選任について

- 第 23. 議案第 74 号 財産の無償譲渡について
- 第 24. 議案第 75 号 財産の無償譲渡について
- 第 25. 議案第 76 号 財産の無償譲渡について
- 第 26. 議案第 77 号 財産の無償譲渡について
- 第 27. 報告第 1 号 令和 2 年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 28. 報告第 2 号 令和 2 年度智頭町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 29. 報告第 3 号 令和 2 年度智頭町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 30. 報告第 4 号 放棄した債権の報告について
- 第 31. 報告第 5 号 法人の経営状況について
- 第 32. 陳情について

#### 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 55 号 専決処分について
- 第 5. 議案第 56 号 専決処分について
- 第 6. 議案第 57 号 専決処分について
- 第 7. 議案第 58 号 専決処分について
- 第 8. 議案第 59 号 専決処分について
- 第 9. 議案第 60 号 専決処分について
- 第 10. 議案第 61 号 専決処分について
- 第 11. 議案第 62 号 専決処分について
- 第 12. 議案第 63 号 令和 3 年度智頭町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 13. 議案第 64 号 令和 3 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 14. 議案第 65 号 令和 3 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 第15. 議案第66号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 第16. 議案第67号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第17. 議案第68号 令和3年度智頭町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第18. 議案第69号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第19. 議案第70号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
- 第20. 議案第71号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第21. 議案第72号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第22. 議案第73号 智頭町固定資産評価員の選任について
- 第23. 議案第74号 財産の無償譲渡について
- 第24. 議案第75号 財産の無償譲渡について
- 第25. 議案第76号 財産の無償譲渡について
- 第26. 議案第77号 財産の無償譲渡について
- 第27. 報告第1号 令和2年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第28. 報告第2号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第29. 報告第3号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第30. 報告第4号 放棄した債権の報告について
- 第31. 報告第5号 法人の経営状況について
- 第32. 陳情について

#### 1. 会議に出席した議員(12名)

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 谷口翔馬  | 2番 波多恵理子 |
| 3番 安道泰治  | 4番 國本誠一  |
| 5番 河村仁志  | 6番 大藤克紀  |
| 7番 岩本富美男 | 8番 谷口雅人  |
| 9番 岸本眞一郎 | 10番 酒本敏興 |

11番 中野 ゆかり

12番 大河原 昭 洋

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（16名）

町	長	金 兒 英 夫
副 町	長	矢 部 整
教 育	長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者		葉 狩 一 樹
総 務 課	長	國 岡 厚 志
企 画 課	長	酒 本 和 昌
税 務 住 民 課	長	矢 部 久美子
教 育 課	長	竹 内 学
地 域 整 備 課	長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課	長	山 本 進
地 籍 調 査 課	長	原 田 誠 之
福 祉 課	長	小 谷 いず美
会 計 課	長	江 口 礼 子
税務住民課参事兼水道課長		藤 森 啓 次
総 務 課 参 事		米 本 勝 彦
病 院 事 務 部 長		福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	柴 田 睦 子
書 記	岡 本 百 恵

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達し

ておりますので、令和3年第2回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、安道泰治議員、4番、國本誠一議員を指名します。

#### 日程第2．会期の決定

○議長（大河原昭洋） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間と決定しました。

#### 日程第3．諸般の報告

○議長（大河原昭洋） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和3年3月分から令和3年5月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、鳥取県町村監査委員協議会定期総会において、監査機能の充実と監査体制の強化等に関する決議が採択され、当議会に送付されております。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、お手元に配付のとおり、議員派遣の結果報告書が提出されておりますのでご報告いたします。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会が去る5月18日に開会され、1件の議案が上程され、原案どおり可決されています。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、今期定例会の説明員につきましては、6月1日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静におきましては、お手元に配付しておりますので後ほどご覧いただき、議会活動、また、議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第55号から日程第26．議案第77号まで 23案

日程第27．報告第1号から日程第31．報告第5号まで 5報告

一括上程

○議長（大河原昭洋） 日程第4、議案第55号 専決処分についてから、日程第26、議案第77号 財産の無償譲渡についてまでの23議案及び日程第27、報告第1号 令和2年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第31、報告第5号 法人の経営状況についてまでの5報告を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日、ここに令和3年第2回定例町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

それでは、今定例会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第55号から議案第62号までは専決処分についてであります。

議案第55号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第10号）については、償還元金の増額に伴い、公共下水道事業特別会計繰出金を増額するものです。

議案第56号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）

については、起債償還額の確定に伴い、下水道事業長期債元金を増額するものです。

議案第57号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第11号）については、地方交付税等の決算に伴い、財政調整基金繰入金を1億3,202万円減額し、新たに財政調整基金に1,100万円を、智頭町森林整備促進基金に1,497万円を積み立てることとするものです。

議案第58号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）については、決算見込みに基づき、介護給付費準備基金に5,000万円を積み立てることとするものです。

議案第59号 智頭町税条例等の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税に係る負担調整措置、個人住民税に係る住宅借入金等特別税額控除の拡充・延長、また、軽自動車税に係る種別割のグリーン化特例、並びに環境性能割の税率区分などの見直しを行うものであります。

議案第60号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正については、県内平準化に向けて資産割の撤廃など、税算定方法の見直しを行うものです。

議案第61号 智頭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、過疎地域自立促進特別措置法の期限切れに伴い、新過疎法による経過措置を適用するため、所要の改正を行うものです。

議案第62号 令和3年度智頭町一般会計補正予算（第1号）については、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対する、ひとり親世帯臨時特別給付金給付に要する経費を措置しています。

次に、議案第63号から議案第68号までは補正予算についてです。

議案第63号 令和3年度智頭町一般会計補正予算（第2号）について、主なものを説明します。

まず、各費目に共通して、4月の人事異動等による人件費の調整を行っています。

総務費の一般管理費では、財務連携をするための人事給与システムの改修及び例規執務サポートシステム導入に要する経費を措置しています。

まちづくり推進費のまちづくり事務費では、八河谷杉の木村ログハウス群のうち、2棟でアスベストと思われる物質が見つかったため、その調査をするための費用とそれに伴う工事費の増額を措置しています。

移住定住促進事業では、地域の空き家を活用したまちづくり推進事業と、智頭町若者地域定着促進事業で町内の古民家を改修し、活用する民間団体などを支援する経費を措置しています。

地方創生推進交付金事業では、世代間交流の促進と人材不足や後継者不足の課題解決に向けた取組として、今年度採択された、多世代のつながりが新たな世代融合を生み出す循環型まちづくり推進事業の実施に伴う経費を措置しています。

地域活性化推進費の地域支援推進事業では、富沢コミュニティセンターの施設管理に要する経費を措置しています。

智頭町議会議員選挙費では、公費負担に要する経費の増額を措置しています。

民生費の社会福祉総務費では、人件費の調整に伴い、国民健康保険事業特別会計繰出金を増額しています。

障害福祉費では、社会参加促進事業給付費の自動車改造等助成金の増額を、老人福祉費では、人件費の調整に伴い、介護保険事業特別会計繰出金を増額しています。老人福祉センター管理費では、エアコン修繕に伴う経費を措置しています。

児童福祉費では、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に伴い、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金給付に要する経費を措置しています。また、生活保護総務費では、生活困窮者自立支援事業として新型コロナウイルス感染症等により生活が困窮する者に対して、生理用品及び子どもの紙おむつを支給する経費を措置しています。

衛生費の予防費では、ロタウイルスと新型インフルエンザに関する健康管理システム改修委託料を、また、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備のため、会計年度任用職員配置に要する経費を措置しています。

農林水産業費の農業振興費では、霜やひょうによる園芸作物の被害に係る緊急防除を支援する経費を、また、猿の被害への対策のための体制づくりに要する経費を、それぞれ措置しています。

農業集落排水費では、人件費の調整に伴い、農業集落排水事業特別会計繰出金を増額しています。

林業振興費では、森林施業の支障となる森林セラピーロード案内看板を一時的に撤去する経費を、また、IT事業者や通信事業者と連携しながら検討を進めている山村ICT化プロジェクトについて、町内の林業従事者が求める技術の導入に向けた試作品の製作及び技術実証に要する経費を、それぞれ措置しています。

商工費の観光費では、公用車の車検に係る経費を措置しています。

土木費の道路新設改良費では、地方創生整備推進交付金などの配分額減少により事業費の調整を、下水道事業費では、人件費の調整に伴い、公共下水道事業特別会計繰出金を増額しています。

消防費の常備消防費では、八頭消防署智頭出張所の建設工事に伴う、浄化槽処理水及び洗車水の排水施設工事に要する経費を措置しています。

教育費の小学校教育振興費では、特別支援学級教員用の指導用教科書の購入に係る経費のほか、新型コロナウイルス感染症対策として修学旅行バス1台を追加するため、補助金の増額を措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、7,041万3,000円の増額であり、補正後の予算総額は68億8,591万3,000円となります。

議案第64号から議案第68号までは、特別会計及び公営企業会計の補正予算であり、主に4月の人事異動等による人件費の調整を行っています。

次に、条例案件について説明します。

議案第69号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、審査申出書などの押印義務を廃止するものです。

議案第70号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正については、国民年金法等の一部改正に伴い、特別医療費助成の適用に係る所得制限額を10万円増額するものです。

議案第71号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正、及び議案第72号 智頭町下水道条例の一部改正については、事業を営む者の新規加入金について、近隣自治体との均衡を図るため見直しをするものです。

次に、人事案件ですが、議案第73号 智頭町固定資産評価員の選任については、令和3年4月1日付の人事異動に伴い、後任の矢部久美子を選任したいので、本議会の同意を求めるものです。

次に、その他案件について説明します。

議案第74号から議案第77号までの財産の無償譲渡については、県から無償譲渡を受けた旧県営住宅智頭第二団地の土地建物を、現入居者4名に無償譲渡するものです。

最後に、報告案件です。

令和2年度繰越明許費繰越計算書については、一般会計では財産管理費ほか14事業の、公共下水道事業特別会計では、公共下水道総務費の、農業集落排水事業特別会計では、農業集落排水事業総務費の繰越状況について、それぞれ報告するものです。

また、令和2年度に放棄した債権及び智頭町土地開発公社の令和2年度の経営状況について、それぞれ報告するものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については、主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（大河原昭洋） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第4、議案第55号から日程第26、議案第77号までの23議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第4、議案第55号 専決処分についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案第55号 専決処分についてでございます。

専決処分書1ページをご覧くださいと思います。

令和3年3月24日付で専決処分を行っております。令和2年度智頭町一般会計補正予算（第10号）でございます。

歳入歳出の総額を152万円増額し、それぞれ72億9,259万円とするものでございます。

7ページの歳出をご覧ください。土木費の下水道事業費で、下水道事業長期債元金の増額に伴う下水道事業特別会計繰出金の増額を措置しております。

財源としましては、6ページのとおり、地方交付税をもって措置しております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第56号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 議案第56号 専決処分についてでございます。

専決処分書1ページをご覧ください。

令和3年3月24日付で専決処分を行っております。令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）でございます。

歳入歳出予算の総額を152万円増額し、それぞれ2億7,066万6,000円とするものでございます。

歳出につきまして、7ページをご覧ください。起債償還額の確定に伴い、公債費の下水道事業長期債元金を152万円増額するものです。

歳入につきましては、6ページをご覧ください。先ほど、議案第55号で説明のありました一般会計繰入金を財源としております。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第57号 専決処分についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案第57号 専決処分についてでございます。

専決処分書1ページをご覧いただきたいと思っております。

令和3年3月26日付で専決処分を行っております。令和2年度智頭町一般会計補正予算（第11号）でございます。

歳入歳出の総額を2,597万円増額し、それぞれ73億1,856万円とするものでございます。

8ページをご覧ください。財政調整基金に1,100万円を、智頭町森林整備促進基金に1,497万円をそれぞれ積み立てることと、及び公共林道事業の財源組替えを行ったものであります。

財源としましては、7ページのとおり、地方交付税、農林水産業債をもって措置しておりますとともに、財政調整基金繰入金を1億3,202万円減額しております。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第58号 専決処分についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第58号 専決処分についてでございます。

専決処分書1ページをご覧ください。

令和3年3月26日付で専決処分を行っております。令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

歳入歳出の総額に5,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億788万7,000円とするものです。

7ページをご覧ください。決算見込みに基づき、基金積立金に5,000万円を積み立てることとしております。

財源としましては、6ページのとおり、繰越金にて措置しております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この基金5,000万円増額するんですが、やはり介護保険料が急な支出に備えてというところだと思んですが、大体この基金の準備高、大体望ましい金額は幾らぐらいを持っておればということで、少なくなったらこれは増額して補填をしていくというような形だと思んですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 基金の望ましい金額というものはございません。決算によって繰り越す金額が1億1,000万円とか大きな金額を繰り越すというよりも、きちんと基金に積んで活用していくということが望ましいと考え、今回基金を積み立てるものでございます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 智頭町の今、介護保険料が大体平均的なものが6,100円ですね。多分こういう行政の基金の積み増し等がなければ、もっと高い金額の保険料になるというように以前聞いてましたが、基本的にはその6,100円が余り上がらないように、こういう基金を積み増した基金を運用していくということになるのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） おっしゃっている質問の意味が少し理解ができませんが、保険料は3年間分を事業の給付費の見込みに沿って計算し、予定しているものですが、議員のおっしゃっている質問の意図がよく分からないので、回答がちょっと難しいところです。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 先ほど決算の見込みによって、この基金を増額するということを決めたということなので、基本的には本来介護保険というのは、保険料をもって均衡させるというのが基本だと思うんです。そういうことにすると、どんどん保険料が上がっていくということになると思うので、そういうことにならないように、こういう具合に基金のほうに、行政のほうに基金の積み増しをするというような、それとは全然関係ないんですかね、この基金の運用というのは。そこら辺どうでしょうか。

私が聞きたいのは、智頭町の平均的な保険料が6,100円になっている1つの状況の中で、こういう急な保険料の支出に備えてこの基金というか、それに備えるというような仕組みだと思うんです。本来なら保険料で、この介護保険が均衡するよというのが本来のシステムでしょうけど、今言ったように保険料が余り負担がいかないような仕組みとして、この基金をつくっているということになると思うんですが。

そういう意味で、ある程度その基金の残額が少なくなると、行政のほうで基金に対して積み増しをしていくという仕組みになっているんですね。そこら辺、私の解釈の間違いがあったらいけません、もう一度そこら辺聞かせてください。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 基金があることによって、実際に急激な介護給付費等の上昇があり、当初予算等で考えていたよりも多く出さないといけない、予算のほうに足りないというふうな場合は基金を崩すというようなことがありますの

で、基金があるということで、議員のおっしゃったように安定したといいますが、保険料を上げるというふうなことを防ぐというふうな点では、基金があるということはそういう意味でございます。

智頭町の場合は、第6期から6,100円ということで、保険料のほうは変わっておりませんが、第8期、今回の保険料につきましては基金を崩しての保険料ではなくて、基金はあるけれども今の形でやっていけるのではないかとということで、保険料のほうは定めております。

基金の考え方としましては、基金があることで急激なそういった対応というふうなことはできますので、その点では議員のおっしゃったとおりでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第59号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） そうしましたら、議案説明資料概要の1ページをご覧ください。議案につきましても、1ページからでございます。

議案第59号 専決処分について。

これは、智頭町税条例等の一部を改正することについて、令和3年3月31日付で専決処分を行ったもので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。なお、これは地方税法施行令及び地方税法施行規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

まず、固定資産税につきましては、附則11条から13条にわたり、現行の土地の負担調整措置の仕組みを令和5年度までの間継続した上で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者の負担感に配慮するため、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する場合に、前年度の税額に据え置くよう改正するものです。

次に、住民税につきましては、第24条と36条の3の3、及び附則5条で国外居住親族の取扱いの見直しによる均等割の非課税限度額と、申告書類の電子提出に係る環境整備に係る改正を、また、附則6条では特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例の延長を、さらに附則22条では国の経済対策として、住宅借入金等特別税額控除の拡充と延長を行い、控除期間を13年間とする特例

の対象者についても、所得税から控除し切れなかった額を個人住民税から控除するよう改正するものです。

また、軽自動車税では、附則第15条の2から16条にわたり、環境性能割の軽減期間の延長及びグリーン化特例の見直しと延長のための改正を行うものでございます。

そのほか、地方税法の改正に伴いまして所要の規定の整備を行うものであり、附則の改正も含め1条及び2条で改正をしております。

施行期日につきましては、それぞれ附則で定めております。

なお、いずれも臨時的軽減の延長に伴う地方税の減収につきましては、減収補填特例交付金により全額国費で補填されます。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第60号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 議案24ページからご覧ください。議案説明資料概要は2ページです。

議案第60号 専決処分について。

これは、智頭町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、令和3年3月31日付で専決処分を行ったもので、地方自治法第179条の規定により、承認を求めるものであります。

この改正につきましては、国民健康保険事業の財政運営主体が市町村から県となり、より安定的な運営が図られているところですが、国保税につきましては従来どおり市町村で決定することとなっております。

令和3年度につきましては、県の提案する課税方法の見直しにより、資産割を廃止した3方式へ変更するとともに、県への納付金等を勘案しながら税率の引下げを行うものです。

なお、施行期日は令和3年4月1日です。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今回の改正で所得割がなくなったわけですが、あと残された3方式、所得割、均等割、平等割ということに、その資産割の分がかかっていくと思うんですが、これは3つに均等にその資産割の分がかかっていくのか、どこかにウエートがちょっと高いようなことがあるのか、そこら辺この資産割の分がどこにかかっていくのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） まず、国保事業の県へ対しての納付金そのものが2,100万円ぐらい、予算レベルですけれども減額となっております。つまり、徴収する国保税も少なくて済みます。あと、今年度の繰越金としても2,600万円程度余裕がございますので、そちらのほうは特にほかにしわ寄せがということとは考えておりません。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 確認ですが、じゃあ資産割がなくなった分、国保税の負担が少し軽くなるという捉え方でいいということですね。

○議長（大河原昭洋） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） はい、そのとおりでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第61号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 議案32ページからご覧ください。議案説明資料概要は2ページでございます。

議案第61号 専決処分について。

これは、智頭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて、令和3年3月31日付で専決処分を行ったもので、地方自治法第179条の規定により、承認を求めるものであります。

この改正につきましては、過疎地域自立促進特別法が令和3年3月31日付で

期限切れとなったことに代えて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による経過措置を適用し、課税免除の空白期間をなくするものでございます。  
以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第62号 専決処分についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案第62号 専決処分についてでございます。

専決処分書1ページをご覧いただきたいと思います。

令和3年4月21日付で専決処分を行っております。令和3年度智頭町一般会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出の総額を550万円増額し、それぞれ68億1,550万円とするものでございます。

7ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、ひとり親世帯臨時特別給付金を低所得者のひとり親世帯、児童1人当たり一律5万円を給付するための経費、550万円を措置したものであります。

財源としましては、6ページのとおり、ひとり親世帯臨時特別給付金事業補助金で措置しています。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第63号 令和3年度智頭町一般会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 補正予算書1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第63号 令和3年度智頭町一般会計補正予算（第2号）でございます。  
歳入歳出の総額に7,041万3,000円を増額し、それぞれ68億8,591万3,000円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、別に配付しております令和3年度6月補正予算概要と、補正予算書により説明させていただきますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がございますが、ご了承くださいたいと思っております。

概要1ページ、補正予算書では11ページの議会費では、4月の人事異動に伴う人件費の調整をしております。

次に、総務費です。予算書11ページの一般管理費では、人件費の調整を行うとともに、財務連携を強化するための人事給与システム改修及び例規サポートシステム導入委託料の増額を措置しています。

12ページのまちづくり推進費のまちづくり事務費では、人件費の調整のほか、八河谷杉の木村ログハウス群のうち2棟でアスベストと思われる物質が見つかったため、その調査をするための費用と、それに伴う工事費の増額を措置しています。

移住定住促進事業では、智頭の滞在者や移住者を増やすため、町内の古民家を改修し活用する民間団体などを支援するため、地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金と、智頭町若者地域定着促進事業費補助金を措置しています。

地方創生推進事業では、世代間交流の促進と人材不足や後継者不足の課題解決に向けた取組として、今年度採択された多世代のつながりが新たな世代融合を生み出す循環型まちづくり推進事業の実施に伴う、地方創生事業委託料などを措置しています。

地域活性化推進費の地域支援推進事業では、富沢コミュニティセンターの滅菌装置点検など施設管理に要する経費を措置しています。

予算書13ページの税務総務費及び戸籍住民基本台帳費では、人件費の調整を行っております。

予算書14ページの智頭町議会議員選挙費では、立候補予定者増に伴い公費負担に要する経費の増額を措置しています。

同じく14ページの統計調査総務費では、人件費の調整を行っております。

14ページから15ページにかけての民生費の社会福祉総務費では、人件費の調整を行うとともに、国民健康保険事業特別会計の人件費の調整に伴い、繰出金を増額しております。

予算書15ページの国民年金費では、人件費の調整を、社会福祉の地域生活支援事業では、社会参加促進事業給付費の自動車改造等助成金について、障害者免許取得給付費の増額を措置しております。

同じく15ページの老人福祉費では、人件費の調整を、介護保険特別会計繰出金では、人件費の調整に伴い、介護保険事業特別会計繰出金を増額しております。

老人福祉センター管理費では、1階のエアコン修理に伴う経費を措置しております。

同じく15ページの同和対策費の同和対策事業、15ページから16ページにかけて、社会福祉施設費の隣保館運営費、16ページの子育て推進費の子育て推進事務、保育園費のちづ保育園事務費では、人件費の調整を行っております。

16ページから17ページにかけての、また、概要書では2ページとなる児童館費の久志谷児童館費では、人件費の調整を、本折児童館費では、人件費の調整を行うとともに、粉末消火器の更新に伴う手数料の増額を措置しております。

予算書17ページの子育て世帯臨時特別給付費給付事業では、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に伴い、低所得の子育て世帯を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金として対象となる児童1人当たり5万円の給付に要する経費を措置しております。

同じく17ページから18ページにかけての生活保護総務費では、人件費の調整を、生活困窮者自立相談支援事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮する者に対して、生理用品及び子ども用の紙おむつを支給する経費を措置しております。

予算書18ページ、衛生費の保健衛生総務費は、人件費の調整を、予防費の各種予防事業では、ロタウイルスと新型インフルエンザに関する健康管理システムの改修委託料を、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、ワクチン接種体制整備のため会計年度任用職員配置に要する経費などを措置しております。

予算書19ページ、保健師設置費では、人件費の調整を行っております。

次に、農林水産業費です。予算書は19ページの農業委員会費、19ページから20ページにかけての農業総務費では、人件費の調整を行っております。

20ページの農業振興費では、霜やひょうによる園芸作物の被害に係る緊急防除を支援する経費を、鳥獣等被害防止事業では、猿の駆除、追い払いを行うための委託料などを、それぞれ措置しております。

同じく20ページ、地籍調査費の地籍調査事業では、人件費の調整を、農業集落排水費では、人件費の調整に伴い農業集落排水事業特別会計繰出金を増額しております。

20ページから21ページにかけての林業総務費では、人件費の調整を行っております。

21ページの林業振興費の森林セラピー事業では、森林施業の支障となる森林セラピーロード案内看板を一時的に撤去する経費を、林業事業体等支援事業では、公用車の車検に係る経費を措置しております。

山と暮らしの人づくり事業では、IT事業者や通信事業者と連携しながら検討を進めている山村ICT化プロジェクトについて、町内に林業従事者が求める技術の導入に向けた試作品の製作及び技術実証に係る経費を措置しております。

同じく21ページの造林事業費の町有林造林事業では、人件費の調整を行っております。

21ページ、また、概要書では3ページとなる商工費の観光費では、公用車の車検に係る経費を措置しております。

22ページの土木費の土木総務費では、人件費の調整を行っております。

同じく22ページの道路新設改良費の地方創生整備推進交付金事業及び道路メンテナンス補助事業では、交付金の配分減少による工事請負費などの事業費の調整を行っております。

22ページの下水道事業費では、人件費の調整に伴い、公共下水道事業特別会計繰出金を増額しております。

23ページの消防費の常備消防費では、八頭消防署智頭出張所の建設工事に伴う浄化槽処理水及び洗車水の排水先変更に伴う、排水施設工事などに要する経費を措置しております。

同じく23ページの教育費の事務局費、特別支援教育総合推進事業では、人件費の調整を行っております。

24ページの教育振興費の智頭小学校教育振興費では、特別支援学級の教員用の指導用教科書の購入に係る経費のほか、新型コロナウイルス感染症対策として

修学旅行バス1台を追加するための補助金の増額を措置しております。

同じく24ページの教育振興費の中学校教育振興費、社会教育総務費の社会教育事務費、24ページから25ページにかけての中央公民館費の中央公民館事業、25ページの社会教育施設費、図書館費、25ページから26ページにかけての学校給食費では、いずれも人件費の調整を行っております。

以上、合計7,041万3,000円の増額補正となっております。

次に、歳入でございますが、予算書2ページのとおり、国庫支出金、県支出金、基金繰入金、繰越金及び町債をもって措置しております。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑については、歳入、歳出、債務負担行為並びに地方債補正の3区分に分けて行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 12ページのまちづくり推進費工事請負費、これは八河谷の杉の木村の撤去のみの工事請負費なんですか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） はい、そのとおりでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 本冊12ページの地域の空き家を活用したまちづくり推進

事業補助金と、智頭町若者地域定着促進事業費補助金、大体どういった組織を想定されているか、分かれば教えてください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 町内民間事業者の方がシェアハウスを整備するという  
ことに対する助成となっております。

○議長（大河原昭洋） よろしいですか。ほかにありませんか。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 21ページ、林業でここにあります部分のICTのプロジェクトについてのことで、町内の林業従事者が求める技術の導入に向けた試作品の製作及び技術実証に要する経費ということで、具体的にはどういうことなんでしょう。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） これまでの経緯を含めて説明をしたいと思います。  
昨年2月にIT事業者のLASSIC、それから通信事業者のKDDI、そして智頭町で連携協定を締結しました。協定の趣旨は、林業が抱える担い手不足による事業継続の困難さということに対応するために、最新のICTの技術を活用した新たな仕組みをつくって、これを社会実装することによって次世代の若者がUJIターンしやすい、そういう環境をつくっていこうというのが大きな趣旨であります。

もともと、住民、それから大学生、高校生、それから社会人の技術者等々を交えたワークショップを、定期的で開催しながら検討しようということでありましたが、新型コロナの影響でワークショップの開催には至っておらんのですが、そういった状況の中で、昨年5月から定期的に地元の若手林業家を交えて、毎月1回程度リモートで東京、広島、それから智頭を結ぶリモート会議での検討を重ねてまいりました。その検討の中で、2つの具体的なテーマに絞り込まれてきました。

まず1つ目が安全対策であります。現場での作業中の事故等の異常、そういったことが発生した場合に、その情報を作業するメンバーが共有するための機器、そして、スマートヘルメットを具体的に検討しようということになりました。異常の発生を感知する機器をヘルメットに装着して、携帯電話の電波が届かない場所でも事故等に関する情報を共有できることと併せて、ヘルメットに360度カ

メラを装着して森林施業を行いながら、いろんなデータの収集ができると、そういったシステムを構築しようというのが第1点であります。

それから、2つ目が森林の境界を現地で把握するために、GPS情報、それからARの技術を使いまして、土地の境界線を現地でタブレット端末に表示させて、現場で見える化しようというものであります。

この2点につきまして、試作品を製作して、実際に現場で使ってみながら課題や問題点等を洗い出して、完成度を高めながら本格的な導入を目指していくということであります。

以上です。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 本冊の24ページの中央公民館費ですが、これは石谷家のほうに異動になられる方の手当の部分の、追加の人件費というような捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） この人件費につきましては、4月の人事異動に係るものでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 12ページのまちづくり推進費、先ほど同僚議員も質問されていましたが、智頭町若者地域定着促進事業費補助金、これ民間団体を支援するという説明でしたけれども、この民間団体というところをもう少し詳しくお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 町内の民間の会社になります。既にゲストハウス等を経営されているところが、新たな町内の空き家を探されてシェアハウス事業をしたいというような申出がありましたので、それに伴う補助金を措置させていただいておるところでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今の質問に関連してですが、補助割合、500万円して

いるんですが、補助割合は幾らになるのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） まず、地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金ですけども、県のほうが3分の2支援をしていただけます。あと、智頭町若者地域定着促進事業につきましては、県のほうから2分の1の補助がございます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 結局事業所負担はどのくらいに、その割合でいくとどのくらいになるのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） これについては事業所負担はございません。県の制度にのっとってやる事業ですので、事業所負担なしで県と町の予算で措置しているということでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為並びに地方債の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

最後に、再度、一般会計全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第64号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第64号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）です。

補正予算書32ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ427万1,000円を増額し、歳入歳出予算それぞれ7億3,430万4,000円とするものです。

歳出につきましては、38ページをご覧ください。提案理由でも説明のあったとおり、人件費の調整を増額措置しております。

歳入につきましては、37ページをご覧ください。一般会計からの繰出金で調整しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第65号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 補正予算書42ページをご覧ください。

議案第65号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額を29万5,000円増額し、それぞれ3億1,049万4,000円とするものでございます。

歳出につきまして、48ページをご覧ください。人件費の調整を措置しております。

歳入につきましては、47ページです。繰入金で賄っております。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第66号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 補正予算書51ページをご覧ください。

議案第66号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額を647万8,000円増額し、それぞれ3億5,889万8,000円とするものでございます。

歳出につきまして、57ページをご覧ください。人件費の調整を措置しております。

歳入につきましては、56ページです。繰入金で賄っております。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第67号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書60ページをご覧ください。

議案第67号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ227万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,902万1,000円とするものです。

歳出につきましては、67ページをご覧ください。人件費の調整を増額措置しております。

歳入につきましては、62ページをご覧ください。主に繰入金、国庫支出金にて調整しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第68号 令和3年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 補正予算書1ページをご覧ください。

議案第68号 令和3年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

収益的支出を21万7,000円増額し、7,913万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、3ページのほうをご覧ください。営業費用の総経費のうち、手当を12万円、法定福利費を9万7,000円増額するものでございます。これは、人事異動並びに共済組合の掛け率の見直しに伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第69号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 議案説明資料概要の3ページをご覧ください。議案につきましては35ページからです。

議案第69号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。

これは、感染症の感染拡大によるテレワークの推進及び対面原則の見直しの観点から審査申出書、口述書の押印義務を廃止するよう改正を行うものでございます。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第70号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案書37ページ、議案説明資料3ページとなります。

議案第70号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正についてでございます。

これは、国民年金法の一部改正に伴い、特別医療費助成の適用に係る所得限度額を議案書38ページの別表のように、それぞれ10万円増加するものです。

なお、施行期日は公布の日からとするものですが、経過措置として令和3年8月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成は改正前の例とするものです。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第71号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 議案第71号、39ページからご覧ください。

議案説明資料概要は4ページです。

智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、現在新規加入金の額を住居用と事業用で別にしてしている自治体は、鳥取県東部区域において智頭町のほか1自治体のみとなっております。また、事業用の算定方法には、建築物の用途別に浄化槽の処理対象人員を含んでいるため、より負担が大きくなっております。これを見直し、事業を営むものの新規加入金について、近隣自治体との均衡を考慮し、住居用と同額に引き下げるよう改正を行うものです。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第72号 智頭町下水道条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

- 税務住民課長（矢部久美子） 議案第72号、41ページからご覧ください。  
説明資料のほうは4ページです。

智頭町下水道条例の一部改正について。

これも先ほどの議案第71号と同様の理由により、事業を営む者の新規加入金について引き下げるよう見直しを行うものです。

以上でございます。

- 議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

（矢部税務住民課長 退席）

- 議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22、議案第73号 智頭町固定資産評価員の選任についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

- 総務課長（國岡厚志） 議案第73号 智頭町固定資産評価員の選任につきましてでございますが、本年4月1日の人事異動に伴い、後任の税務住民課長、矢部久美子を選任員に選任することにつきまして、地方税法の規定により同意を求めらるるものでございます。

同意を求めらるる者、鳥取県八頭郡智頭町大字大屋23番地、矢部久美子。昭和36年12月14日生まれ。

以上でございます。

- 議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

（矢部税務住民課長 復席）

- 議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 23、議案第 74 号 財産の無償譲渡についてから、日程第 26、議案第 77 号 財産の無償譲渡についてまでの 4 議案を、一括して補足説明を求めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (大河原昭洋) 異議なしと認めます。

なお、個別議案について質疑があるときは、議案番号をお示しの上、質疑をお願いします。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長 (矢部久美子) 議案 44 ページをご覧ください。

議案第 74 号から議案第 77 号 財産の無償譲渡についてでございます。

これは、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、財産を無償で譲渡することについて本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、無償譲渡の財産並びに相手方を順にご説明いたします。

議案第 74 号、財産、智頭町大字山根 30 番地 10。宅地、157.58 平方メートル。建物、木造瓦ぶき 2 階建て一戸、67.62 平方メートル。相手方、智頭町大字山根 30 番地 3、山本葉月。

議案第 75 号、財産、智頭町大字山根 30 番地 8。宅地、158.85 平方メートル。建物、木造瓦ぶき 2 階建て一戸、67.62 平方メートル。相手方、智頭町大字山根 30 番地 3、中田美里。

議案第 76 号、財産、智頭町大字山根 30 番地 6、7。宅地、255.76 平方メートル。建物、木造瓦ぶき 2 階建て一棟、135.24 平方メートル。相手方、智頭町大字山根 30 番地 3、鈴木淳子。

議案第 77 号、財産、智頭町大字山根 30 番地 11。宅地、244.86 平方メートル。建物、木造瓦ぶき 2 階建て一棟、135.24 平方メートル。相手方、智頭町大字山根 30 番地 3、岸本美代。

いずれも県から無償で移管を受けた財産について、維持保全上の観点から入居者に無償譲渡し、併せて定住を図ることを目的としております。

以上で、議案第 74 号から議案第 77 号までの説明を終わります。

○議長 (大河原昭洋) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

4番、國本誠一議員。

○4番（國本誠一） 議案第74号から77号に関連してですが、この宅地の部分に自動車の駐車場というものが確かあったと思うんですが、この部分についてはどのような扱いになっているんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） これは、町有地でございます。

○議長（大河原昭洋） 4番、國本誠一議員。

○4番（國本誠一） では、宅地のある部分から区画を区切って、駐車場側については町がそのままということ。

○議長（大河原昭洋） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） はい、そのとおりでございます。

○議長（大河原昭洋） よろしいですか。ほかにありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） これ、登記費用の負担は、この譲り受けた者が負担するということですか。

○議長（大河原昭洋） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） もう既に登記分筆のほうは、県のほうによりまして移管のタイミングでもう既に済んでおります。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第27、報告第1号から日程第31、報告第5号については、質疑の終了をもって報告は終了となりますので、ご了解ください。

日程第27、報告第1号 令和2年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 報告第1号 令和2年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

これは、3月の定例会において、それぞれの繰越事業における限度額を議決いただきましたが、財産管理費ほか14事業につきまして繰越額及び財源内訳が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものです。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第28、報告第2号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 別冊の令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

報告第2号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

これは、劣化により破損したマンホールポンプの取替え修繕料につきまして、3月定例会において限度額を議決いただいたものですが、繰越額の確定に伴い、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするものです。

繰越額は122万円、財源は一般財源です。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第29、報告第3号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 同じく別冊の令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

報告第3号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

これは、劣化により故障したマンホールポンプの取替え修繕料につきまして、3月定例会において限度額を議決いただいたものですが、繰越額の確定に伴い、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするものです。

繰越額は120万円、財源は一般財源です。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第30、報告第4号 放棄した債権の報告についての補足説明を求めます。  
矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 議案48ページをご覧ください。

報告第4号 放棄した債権の報告についてでございます。

これは、智頭町債権管理条例第14条の規定により、放棄した市債権について第15条の規定により、報告するものでございます。

内容につきましては、調書に記載のとおりでございますが、まず一般会計住宅使用料1件、10万2,000円、事由といたしましては、債権管理条例第14条1項7号所在不明でございます。

続きまして、住宅新築資金貸付事業のうち、住宅改修資金貸付収入4件、30万6,504円、事由は債権管理条例第14条1項9号死亡でございます。同じく住宅新築資金貸付収入5件、118万3,667円、事由は債権管理条例第14条1項6号生活保護でございます。同じく宅地取得資金貸付収入5件、61万2,864円、事由は債権管理条例第14条1項6号生活保護でございます。

次に、水道事業会計、水道使用料4件、1万6,040円、事由といたしましては債権管理条例第14条1項9号死亡でございます。

続いて、病院事業会計、医療費12件、187万7,577円、事由といたしましては債権管理条例第14条1項6号生活保護、同7号所在不明、同9号死亡でございます。

以上の合計で31件、409万8,652円となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この放棄した事由に生活保護が入っているんですが、こ

れは生活保護を受けるような状況になったら、すぐこれに適用になるのか。ある程度経過をしてから適用になるのか、そこら辺どういう適用のやり方をやっているんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 債権管理条例ですけども、生活保護法の規定による保護を受けている、またはこれに準ずる著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められる場合ということで、これに該当しております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） これだったらもう生活保護を受けた時点で、これは債権の放棄の理由になっていくという解釈ですね。そこら辺、その適用については何か基準的なものがあるのか、もうなったら自動的にこれは債権の対象になるのか、そこら辺どういう運用によってでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 生活保護になったからといって、すぐに債権放棄というわけではございません。多様なケースがございますけども、ケース・バイ・ケースでそこは、それぞれ稟議等上げまして判断させていただいております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 生活保護というのは、一時的な状況という前提だと思うんです。ずっと永久的に生活保護ということではないと思うので、仮に生活保護を受けなくてもいいような状況になったら、当然債権を返還する義務が出てくるような気もするんですが、これは生活保護になったら持っている、返さないといけない部分が全部放棄になるのか、その期間だけ放棄になるのか、そこら辺はまたどうなっているんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 今回のケースにつきましては、平成の前半のほうの期間に該当する方でございますが、生活保護の場合にその住宅新築資金の連帯保証人ももちろんとってあったんですが、そちらの方もお亡くなりになったということで、この方につきましては、これ以上回収が困難であると判断したケースに該当するものでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第31、報告第5号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。

迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） 議案50ページをご覧ください。

報告第5号 法人の経営状況についてでございます。

これは、5月7日に監査を受け、5月19日に開催の理事会で承認を得ました、智頭町土地開発公社の決算について報告するものでございます。

それでは、別冊の土地開発公社財務諸表をご覧ください。まずは1ページ、収益的収支の収入決算額ですが723円。これは、備考欄に記載しておりますとおり預金利息になります。

次に、支出決算額ですが、14万6,900円。内訳は正門付近の構造物撤去費用として11万9,900円。法人税2万1,000円。理事報酬6,000円となります。昨年度は土地の取得、売却事業がなかったこともあり、その他の予算執行はございませんでした。

続いて、資本的収支の収入決算額ですが、4,000万円。これは、借入金になります。

次に、支出決算額ですが、4,012万3,232円。これは、償還金と借入利息となります。借入れ状況につきましては、7ページに詳細を示しておりますので後ほどご覧ください。

続きまして、5ページ、財産目録をご覧ください。

資産総額は4,960万4,391円。負債総額は4,000万1,616円。差引き正味財産が960万2,775円で、現金預金明細につきましては6ページに示しております。なお、貸借対照表、キャッシュフロー計算書等は関連資料として添付しておりますので、そちらもご覧ください。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） あそこの定住対策用地として取得しているんですが、いろんな定住対策を町としてもうっているんですが、あそこの活用策というのが以前からなかなか見えてこない。現在は、急傾斜等の事業で進入道路がついている

というようなことなんですが、やはりこの定住対策用地をどう使うのかというプランが必要なのではないかなと思うんですが、その辺についてはそういう具体的な計画につながるようなものは現在あるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） その件につきましては、以前も岸本議員のほうからご指摘というかご質問をいただいたと思いますけども、記憶しておりますけども、おっしゃるとおり小谷川の砂防工事の工事用進入路となっていて、本来計画でいきますと、当初の計画でいきますと間もなく完了という手はずだったんですが、ちょうど先週末にも地元向けの住民説明会を開催したところですが、やはりこれから用地交渉であったり補償の問題で、計画であったり、本工事をしますとやはりまだ数年はかかると、かかるであろうということを聞いております。

当然、その中でその完成を待ってからじゃあ定住対策を考えようかということでは、これはもう時期を逸しておりますので、やはり完了までには役場の関係課であったり、関連する地域の方であったり、そうした方も含めたところで活用策について検討していきたいというふうに共通認識を持っております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

これで、補足説明及び質疑を終わります。

### 日程第32 陳情について

○議長（大河原昭洋） 日程第32、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情はお手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、6月10日から6月14日までの5日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、6月10日から6月14日までの5日間を休会とすることに決定しました。

6月9日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

また、休会中は各委員会等を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る6月15日は本会議を開き、委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 0時01分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和3年6月8日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 安 道 泰 治

智頭町議会議員 國 本 誠 一